

静岡海区漁業調整委員会指示第6-1号

静岡海区において、光力を使用しながら静岡県漁業調整規則（令和2年静岡県規則第61号。以下「規則」という。）第43条第1項第1号に掲げるたも網又はさで網及び同条同項第2号に掲げるやすを使用する漁法（以下「点火いさり漁法」という。）により水産動植物を採捕する場合について、漁場利用の適正化を図るため、漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第1項の規定に基づき、次のとおり指示する。

令和6年5月14日

静岡海区漁業調整委員会 会長 鈴木 精

1 採捕の制限

点火いさり漁法により水産動植物を採捕してはならない。

ただし、次のいずれかに該当する場合はこの限りでない。

- (1) 点火いさり漁法による水産動植物の採捕について静岡海区漁業調整委員会（以下「委員会」という。）の承認を受けた遊漁船業者（遊漁船業の適正化に関する法律（昭和63年法律第99号）第2条第3項に規定する遊漁船業者をいう。以下同じ。）が運航する遊漁船（同法同条第2項に規定する遊漁船をいう。以下同じ。）に乗船した遊漁者等が行う場合
- (2) 漁業者とその従事者が漁業を営むために行う場合
- (3) 規則第47条の規定により知事の許可を受けた者が当該許可に基づいて行う場合
- (4) 委員会の承認を受けた試験研究機関等が試験研究その他の公益上必要とされる目的のために行う場合

2 承認証の交付

委員会は、上記1(1)及び(4)における採捕の承認をしたときは、申請者に承認証を船舶ごとに交付するものとする。

3 承認の基準

上記1(1)の承認は、次に掲げる①及び②の条件を全て満たす場合に限り行うものとする。

- (1) 承認により、水産資源の保護培養及び漁業調整上重大な支障が起こるおそれがないこと。
- (2) 共同漁業権者の同意を得ていること。

4 海域の制限

上記1(1)の承認を受けて水産動植物を採捕することができる海域は、次のとおりとする。

- (1) A海域
沼津市西浦江梨、井田両界から賀茂郡松崎町、西伊豆町界に至るまでの地先の共同漁業権漁場内
- (2) B海域
浜名湖

5 承認の隻数

上記1(1)の各海域の承認の隻数は、次の範囲内とする。

- (1) A海域 30隻以内
- (2) B海域 70隻以内

6 漁具の制限

上記1(1)の承認を受けて水産動植物を採捕する場合、A海域においては、やすの使用を禁止する。

7 条件

(1) 法令等の遵守

上記1(1)の承認を受けた遊漁船業者は、遊漁船業の適正化に関する法律その他の水産関係法令を遵守しなければならない。

(2) 承認証の携帯

ア 上記1(1)の場合

上記1(1)の承認を受けた遊漁船業者は、自ら運航する遊漁船に乗船した遊漁者等が当該漁法により水産動植物を採捕するときには、上記2の承認証を携帯しなければならない。

イ 上記1(4)の場合

上記1(4)の承認を受けた者は、水産動植物を採捕するときには、上記2の承認証を携帯しなければならない。

(3) 承認の取消し

委員会は、水産資源の保護培養及び漁業調整上必要があると認めるとき並びにこの指示の規定に違反したときは、上記1(1)又は(4)の承認を取り消すことがある。

(4) 譲渡又は販売の禁止

上記1(4)の承認を受けた者は、採捕した水産動植物を譲渡又は販売してはならない。ただし、委員会が特別の必要があると認めた場合は、この限りではない。

(5) 採捕報告書の提出

上記1(4)の承認を受けた者は、採捕の結果について別に定める様式により、採捕期間終了後1月以内に委員会に報告しなければならない。

(6) その他の条件

その他委員会が必要があると認めるときは、更に条件を付することがある。

8 取扱要領

この指示に定めるもののほか、採捕の承認等に関する取扱いについては、別記「点火いさり漁法による採捕承認事務取扱要領」による。

9 指示の有効期間

令和6年6月1日から令和7年5月31日まで